

パブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	御意見の概要	件数	対応方針
1	植栽等規制植物及び区域について	植栽等規制植物及び区域(西別岳コマクサの指定)に賛成である。	2	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	植栽等規制植物及び区域について	植栽等規制区域について、以下の理由により、区域線を見直すべきである。 (理由) 「本指定区域は、これらの自然環境を保護するため、コマクサの播種や定着等が想定される地域を選定した」とあるが、区域の境界線は「行政界」、「林班界」及び「小班界」であり、生態学的な観点から区域の設定を行なったとは考えられない。生態学的な観点から詳細かつ慎重に検討し、科学的に説明可能な区域線を設定すべきである。	1	植栽等規制区域指定案については、有識者へのヒアリング及び土地所有者等との調整を踏まえたものであり、原案どおりとさせていただきます。
3	植栽等規制植物及び区域について	採取等規制植物について、今回「採取等規制植物」を変更することが必要な理由が記載されていないことから、その必要性・妥当性が不明であり、植物全般に関して専門的な知見を有していないと判断できない。	1	採取等規制植物は、指定植物選定作業要領(H27.8)に基づく有識者へのヒアリング及び検討会等により選定された植物種について、別途パブリックコメントを実施してから告示をするものです。公園計画変更書には関連事項として記載しているものであることから、原案どおりとさせていただきます。
4	乗入れ規制区域の指定について	ルールやマナーを守れない人が多いことから、屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に賛成。罰則規定の設置を望む。 また、魚類の捕獲についても規制すべき。	2	車馬等乗入れ規制については、自然公園法第83条に基づき罰則が設けられています。なお、特別地域内における魚介類の捕獲については規制の対象としていません。なお、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
5	乗入れ規制区域の指定について	水上バイク及び動力船について、なかなか規制がかからず心を痛めていたところ。安全にスポーツフィッシングが出来るような仕組みや組織が出来ると良い。	1	屈斜路湖の利用ルールについては、引き続き地域において議論してまいります。
6	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に賛成。	22	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定について、水上バイク事業者や利用者の声が反映されているとは言えない印象で、委員への参画や新たな検討の場の必要性を感じる。単に規制をするのではなく、より自然や他の利用者に配慮した利用を求める機会として国立公園が機能しても良いのではないかと。	1	屈斜路湖においては、関係行政機関、屈斜路湖周辺の民間事業者、ウォータースポーツ関連団体で構成される屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、改めて協議会において説明した上で、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。
8	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に賛成。屈斜路湖における罰則規定の設置を望む。	11	車馬等乗入れ規制区域については、自然公園法第83条に基づき罰則が設けられています。なお、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
9	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に賛成。罰則規定の設置を望む。また、監視についても検討の必要性がある。ヒメマスの乱獲が行われている。	1	動力船を使用したヒメマスの捕獲については、他の条例等により漁法として認められるもの以外は、規制の対象となります。また、車馬等乗入れ規制区域については、自然公園法第83条に基づき罰則が設けられています。監視に関しては、御意見を踏まえ地域において議論してまいります。
10	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖適正利用連絡協議会発行の屈斜路湖ルール&安全マニュアルに記載されているようにルールが守られなかったのだから、この機会に動力船は例外なく全面規制とすべきと考える。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
11	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。	3	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。
12	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。規制の根拠が曖昧である。	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。湖岸植生への影響については、湖岸沿いから繰り返し動力船を下ろすことによって湖岸の植生が侵食されていることが確認されており、今後も影響が拡大するおそれがあります。

13	乗入れ規制区域の指定について	すべての動力船を規制するのではなく、電動モーターは認めるなどの措置を講ずるべき。	1	自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。 なお、国立公園の利用計画として位置づけられた公園事業として実施する場合には、動力船の使用も認められる場合もあるため、動力船が一切禁止となるわけではありません。
14	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。利用マニュアルを知らない人もいるし、巡視をしているというが見たことがない。	1	屈斜路湖の利用については、屈斜路湖適正利用連絡協議会において自主ルールを策定しているほか、発着場での案内や毎年のシーズンに行う合同巡視などを通してルールの遵守を呼びかけています。
15	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。利用者が増えていると記載にあるがどこと比較しているのか。水生植物への影響についても根拠がないのではないか。	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。 利用者については、ウォータースポーツ交流公園の近年の利用者数等の記録から、年々増加する傾向にあることが確認されています。 湖岸植生への影響については、湖岸沿いから繰り返し動力船を下ろすことによって湖岸の植生が侵食されていることが確認されており、今後も影響が拡大するおそれがあります。
16	乗入れ規制区域の指定について	トレイルコースの整備等に賛成。多くの方が気軽に自然に触れることが出来て当該地区への来訪が増えるであろう。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
17	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定について、早急に乗入れ禁止ではなく、規制を2サイクルエンジンや改造船に限定する。ルールを犯した方々は厳しいペナルティを与えるなど、やり方はあるはずでは。	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。 自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。 なお、これまでのルールでは法令に基づく罰則がなく、適切に守られてこなかったため、より厳格化を求める地域の要望も受けて、この度、自然公園法に基づく乗入れ規制区域の設定を行うものです。
18	乗入れ規制区域の指定について	小さな動力船で釣りをする利用者もいる中で、ひとくくりにして動力船規制をかけるべきではない。	1	自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。
19	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。地域経済への影響もある。	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。 自然公園法による乗入れ規制区域の指定については、これまでのルールでは法令に基づく罰則がなく、適切に守られてこなかったため、より厳格化を求める地域の要望も受けて検討を進めたものであり、地域経済への影響も考慮した上での要望と認識しています。
20	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。まずは2サイクルエンジンの乗入れ禁止など段階的に行うべき。地域経済への影響もある。	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。 自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。 自然公園法による乗入れ規制区域の指定については、これまでのルールでは法令に基づく罰則がなく、適切に守られてこなかったため、より厳格化を求める地域の要望も受けて検討を進めたものであり、地域経済への影響も考慮した上での要望と認識しています。
21	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制区域の指定に反対。動力船の全面乗入れ規制はいきなりすぎではないか、具体的な対策もせずに急に締め出すのは怠慢ではないか。まずは環境省主導のもとで利用のルールを作成してはどうか。	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。 なお、屈斜路湖適正利用連絡協議会には環境省も参画しており、これまでも継続的に関わってきています。
22	乗入れ規制区域の指定について	北海道内で動力船が利用できる場所は非常に少ない。屈斜路湖が利用できなくなると外に利用者が流れていくのではないかと。	1	適正な利用の在り方については、それぞれの地域で検討されるべきものと考えます。
23	乗入れ規制区域の指定について	騒音問題について、そこまで音の大きな水上バイクはあるのか？騒音に関して一部の過剰な反応ではないか。	1	屈斜路湖岸を利用する旅行者、地域住民等から、屈斜路湖の水上バイクを含む動力船による騒音に関する苦情は数多く寄せられています。
24	乗入れ規制区域の指定について	動力船の乗入れ規制に関する経緯やそれに際し話合いの場がいつ何処で行われたのか、明記されたものを見せてほしい。	1	乗入れ規制に関しては、従前より公開で行われている屈斜路湖適正利用連絡協議会において議論されています。なお、直近では令和2年8月3日に開催されています。

25	乗入れ規制区域の指定について	具体的に何か対策をすればまだ利用する機会が与えられるのか。話し合いの場を設けることはできないか。	1	乗入れ規制に関しては、従前より公開で行われている屈斜路湖適正利用連絡協議会において議論されており、その結果を踏まえ、乗入れ規制区域の指定を行うものです。
26	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖を訪れた際、動力船の音がうるさかったことが残念。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
27	乗入れ規制区域の指定について	「屈斜路湖の動力船乗入れ規制」はどのような規制なのか。原案からは具体的な事が分からない。乗入れ禁止なのか、許可制なのか。禁止などにせず、利用可能な方法を検討いただきたい。	1	乗入れ規制区域及び期間の指定に関しては、自然公園法第20条第3項第17号に基づき、「道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。」について、事前に環境大臣の許可が必要となるものです。学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものなど、特定の条件を満たす行為のみ許可することができます。
28	乗入れ規制区域の指定について	「屈斜路湖適正利用連絡委員会によって設けられた利用上のルール」はどこまで周知されていたのか。	1	弟子屈町ホームページで公開されているほか、屈斜路ウォータースポーツ交流公園等でも周知を図っています。
29	乗入れ規制区域の指定について	「屈斜路湖適正利用連絡委員会」というのはどのようなメンバーで構成されているのか。また、意見交換の場は設けられたのか。	1	「屈斜路湖適正利用連絡委員会」は、関係行政機関、屈斜路湖周辺の民間事業者、ウォータースポーツ関連団体、地元の住民団体等で構成されており、直近では令和2年8月3日に開催され、意見交換が行われています。
30	乗入れ規制区域の指定について	「屈斜路湖適正利用連絡委員会によって設けられた利用上のルール」の違反行為に対しては罰則など設けるのか。一括に「規制」とせずに柔軟で細かいルールにしていきたいと思う。	1	「屈斜路湖適正利用連絡委員会」によって設けられた利用上のルールの違反行為に対して罰則を設けるのではなく、自然公園法に基づく車馬等乗入れ規制区域を指定し、罰則を設けるものです。自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。
31	乗入れ規制区域の指定について	動力船といっても4サイクルエンジンのボート、2サイクルエンジンのボート、水上バイク、船舶免許不要な1.5w以下のエンジン付ボート、電動エレキモーター使用のボート等色々有る。騒音の大きさや自然に与える影響はそれぞれなので、一括に「規制」とせずに柔軟で細かいルールにしていきたいと思う。	1	自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。
32	乗入れ規制区域の指定について	プレジャーボートによる事故が大きくとらえられ、その他のものが置き去りにされている。湖面に関するものではヒメマス捕獲の船団の存在、運航区域、湖畔に関するものでは動力船などの係留、発着場、湖周辺に関するものでは林道でのキャンプ、排泄物、焚火、林道通行禁止違反なども問題である。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
33	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖における乗入れ規制について、冬の自転車による乗入れも規制されることとなるが、モーターボートやスノーモービルなど、特定した形での規制はできないのか。	2	御意見を踏まえ、乗入れ規制を行う時期を屈斜路湖が結氷しない4月～12月に限定します。
34	乗入れ規制区域の指定について	冬季の結氷した湖上の自転車の乗入れを許可していただきたい。また、オンネトー、パンクトー、チュウルイ湾での冬季自転車乗入れ許可をいただきたい。	1	御意見を踏まえ、屈斜路湖については乗入れ規制を行う時期を湖が結氷しない4月～12月に限定します。パンクトー及びチュウルイ湾は阿寒摩周国立公園の中でも最も原生的な自然環境を有するエリアとして、厳正に保護を図る特別保護地区に指定されているため、車馬等の乗入れは規制されています。オンネトーについては、特別保護地区に次いで厳正に保護を図る必要のある第一種特別地域に指定されており、地域の合意に基づいて車馬等の乗入れが制限されています。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
35	乗入れ規制区域の指定について	屈斜路湖に湖上利用で訪れる方の中には、釣りを目的の方がかなり多いと思われる。動力船禁止は観光業はじめ、町民のあらゆる方への影響は多いと思われる。動力船の中にも環境の影響を考えながら利用している方も多く、そういう方たちにとって非常に残念。したがって、以下のとおり問題を改善しながら動力船を使えるようにする道もあるのでは。 1、電気式のモーター動力は許可する 2、動力船が釣りを目的に発着できる場所を整備する	1	屈斜路湖においては、これまで利用上のルールが設けられているほか、公共の発着場が整備されているなど、利用の適正化が図られてきたところですが、それが守られない状況が続いていることから、屈斜路湖適正利用連絡協議会での議論を踏まえ、乗入れ規制区域及び期間の指定を行うものであり、原案どおりとさせていただきます。自然公園法では、特定の種類の乗りもののみを限定して規制する制度は設けられていません。この度の乗入れ規制区域の指定については、これまでのルールでは法令に基づく罰則がなく、適切に守られてこなかったため、より厳格化を求める地域の要望も受けて検討を進めたものであり、地域の観光業等への影響及び効果を考慮した上での要望と認識しています。
36	施設計画	シュリコマベツ湾に植生復元施設を追加することに賛成。加えて「阿寒湖のマリモ」が現存しているチュウルイ地区やキネタンベ地区は厳格に保護し、観光業者が入ることがないように厳しく管理していただきたい。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
37	施設計画	シュリコマベツ湾植生復元施設と避難小屋(北海道釧路市)の建設について、保護の促進や利用者の安全や利便性を考えて賛成。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

38	施設計画	「植生復元施設」を追加する必要はなく、阿寒川の流域全体を対象とした、また広く国民の参画を得た、本来の意味での(ハードでなくソフトでの)自然再生の取組を実施すべきである。	1	球状マリモ群落の再生には、市民参加型の再生プログラムなどの取組に加え、群落再生のための小規模な施設(球状マリモ固定のための杭等)の検討など、総合的に取り組んでいくべきものと考えております。球状マリモ群落再生については、引き続き、地域においてよく調整しながら進めてまいります。
39	施設計画	阿寒湖畔集団施設地区の拡張について、「エコミュージアムセンター、湖岸遊歩道、宿泊施設、園地、駐車場、野営場、スケート場等の整備を行う。」ことの生態系への影響は無視できるものではないと思われ心配。十分なデータの蓄積が必要。近隣では夜間の光害が深刻だと思われるイベントも行われているが、ポッケ周辺の人的な干渉の影響評価は事前調査を含めてきちんと行われていないのではないかと。	1	阿寒湖畔集団施設地区の拡張については、集団施設地区内の園路と一体的に管理されている歩道が含まれる範囲を区域に編入する、計画上の整理のための修正であり、新たな開発を目的としたものではありません。
40	施設計画	阿寒湖畔集団施設地区の拡張により、変更後の面積は4倍を超える。整備方針には「既存施設の充実を図るとともに、エコミュージアムセンター、湖岸遊歩道、宿泊施設、園地、駐車場、野営場、スケート場等の整備を行う」とあるが、詳細図によると多くが山稜部のようなものである。自然林に対する保護・保全や周辺の生態系への影響への対応がどのようになっているか危惧される。十分な対策をお願いしたい。	1	現在の阿寒湖畔集団施設地区の面積は81.0haで、今回、25.1haを拡張し、106.1haとなります。今回の拡張については、集団施設地区内の園路と一体的に管理されている既存の歩道が含まれる範囲を区域に編入する、計画上の整理のための修正であり、新たな開発を目的としたものではありません。
41	施設計画	以下の理由により、阿寒湖畔集団施設地区の拡張案に反対する。 (理由) 「阿寒国立公園阿寒地域管理計画書」において「阿寒湖畔市街地については、周囲の自然環境の保全を図るため、無秩序なスプロール化を抑制することとし、現状の市街地内での再整備が図られるよう指導する」とあり、集団施設地区を現状以上に拡張することは、自然保護及び適切な公園利用の推進という観点からも許容できない。「ポッケ園地」については、集団施設地区から除外し、必要であれば、単独の歩道計画として、歩道周辺の良好な天然林を保護しつつ適切な保全管理を行うべきである。	1	今回の拡張については、集団施設地区内の園路と一体的に管理されている既存の歩道が含まれる範囲を適切に管理するために区域に編入する、計画上の整理のための修正です。
42	施設計画	38頁 計画目標 以下の理由により、次のとおり修文(下線を加筆)すべきである。 「その社会的変化に対応し、四季型の利用推進を図るとともに、これらの利用者が、単に風景を觀賞するのみではなく、阿寒国立公園の自然とふれあい、理解を深められるための拠点とする。」 (理由) 素晴らしい自然環境に囲まれた集団施設地区ならではの、長期的な視点に立った、質の高い利用を推進するための計画とすべきである。	1	御意見のとおり修正します。
43	施設計画	38頁 整備方針 次のとおり修文(下線を加筆)すべきである。 「なお、施設の整備にあたっては、湖岸及び自然林の保 並びに各施設からの排水及び土砂の流出等による阿寒湖の水質汚濁の防止に努めるとともに、雄阿寒岳や阿寒湖等への眺望にも配慮するよう努める。また、自然環境を破壊するおそれや他の利用者に不快感をもよおすような利用や施設の整備・運用を防止する。」 (理由) 周辺の自然環境を保全し、利用者がその自然とふれあい、自然環境そのものを楽しむようにすることが重要であり、そのためには、整備にあたっては、集団施設地区からの光害、騒音等が発生しないように留意することが必要である。	1	阿寒湖畔集団施設地区においては、公園計画等に基づき御指摘のような観点も含めて適切に施設の管理が行われていることから、原案どおりとさせていただきます。
44	施設計画	阿寒湖畔集団施設地区について、エコミュージアムセンター裏のポッケ周辺については、集団施設地区から除外すべきである。もし、ポッケ周辺を集団施設地区から除外しない場合は、集団施設地区の整備方針に以下の記述を加筆すべきである。 「カムイルミナの実施(2019年)により植生の踏みつけや損傷等、優れた自然環境が損なわれてしまったポッケ周辺については、植生の復元の取組を進める。また、特に夜間の野生生物の生息環境を阻害しないよう夜間の利用を規制する。」	1	阿寒湖畔集団施設地区においては、公園計画等に基づき御指摘のような観点も含めて適切に施設の管理が行われていることから、原案どおりとさせていただきます。
45	施設計画	屈斜路・阿寒カルデラ縦走線の避難小屋計画の追加については異議ない。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
46	施設計画	「避難小屋施設計画」及び「屈斜路・阿寒カルデラ縦走線歩道計画」の追加に強く反対。 計画地は阿寒湖及びバンケットの最上流部に位置する原生的な森林に囲まれた地域であり、マリモの盗採防止の観点からも立ち入りが厳しく規制されてきた地域でもある。そこに一般公園利用者の利用を推進するための歩道及び避難小屋計画を追加するのは自然環境保全上大きな問題である。	1	御指摘の場所については、公園計画に基づき、適切に保護及び利用を図っていくことから、原案のとおりとさせていただきます。なお、公園計画に基づき当該路線の整備を進める際には、利用のあり方及び自然環境保全上の課題も含め、地域でよく検討した上で実施します。
47	施設計画	オンネット野営場について、現状、周辺で森林伐採等を伴う激しい自然破壊行為が行われており、自然環境保全上、また適切で快適な公園利用上大きな支障を来していることから、オンネット野営場計画を削除すべきである。	1	御指摘の場所については、既存の公園計画に基づく事業であり、自然環境の保全に配慮しながら適切に実施されています。
48	施設計画	歩道計画の追加と変更については、現況調査を行い希少植物の生育地を破壊したり分断しないような動線にすべき。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

49	施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園内にこのように多くの歩道をネットワーク状に造成することには疑問がある。まずは、現在のトレイルの利用について調査し、そのデータを元に計画を作成すべき。ロングトレイル計画の見直しを求める。 ・道路(歩道)を追加と変更に分けているが、道路の40-50%は新設道路ではないのか。 ・今後の計画にあたっては、周辺の生態系への影響とともに動物による利用者への被害も想定されるので、十分な現況調査を行い、具体的なコースの選定にあたっては希少植物の生育地の破壊や分断を厳に避けるとともに、動物についても十分調査をして動物の生活への干渉を最小限に留める配慮が必要。 ・計画されている歩道にはなぜここに疑問に思うものもあり、屈斜路湖周辺では、湖1周の道路のほか西側外輪山にそう道路もあり、重複している。また、道路17番や20番は「特別保護地区」にかかるように見えるが、もしそうなら、避けるべき。 ・火山地帯は、その地質や地形の特性から、極めて脆弱。歩道(登山道)を安易にあらちち造成すると、後の維持・管理が大変。 	1	歩道計画については、地域の関係者と環境保全及び維持管理体制も含めて議論を重ねてきたロングトレイル構想を実現するための路線を追加するものであり、原案どおりとさせていただきます。なお、新規路線の大部分は既存の道や作業道等をトレイルとして活用することを想定していますが、刈り払い等を伴う新設ルートについては、事前に自然環境の調査を行った上で、影響が最小限になるよう計画を検討した上で実施します。
50	施設計画	利用地区の拡大や歩道の新設・変更にあたっては、野生動植物への影響を把握するために、十分な事前の調査と事後のモニタリングが重要であり、順応的手法により工事などを進める必要がある。	1	御指摘を踏まえ、計画に基づき公園利用を進める際には、十分な事前調査及び事後のモニタリング等について検討した上で進めます。
51	施設計画	当国立公園内に新たに歩道を新設することは、適正な利用を推進するためにも不要であるだけでなく自然環境保全上も大きな問題であり、長期的には当国立公園の本来の価値を損なうことになることが強く懸念される。	1	歩道計画については、地域の関係者と環境保全及び維持管理体制も含めて議論を重ねてきたロングトレイル構想を実現するための路線を追加するものであり、原案どおりとさせていただきます。なお、新規路線の大部分は既存の道や作業道等をトレイルとして活用することを想定していますが、刈り払い等を伴う新設ルートについては、事前に自然環境の調査を行った上で、影響が最小限になるよう計画を検討した上で実施します。
52	施設計画	阿寒湖畔滝口線道路について、湖岸の自然環境の保全が図れない形でしか整備できないことが明白であるためを削除すべきである。	1	御指摘の場所については、既存の公園計画に基づく事業であり、自然環境の保全に配慮しながら適切に実施されています。
53	施設計画	P.43、表9、23番の硫黄山登山線については、既存の路線である川湯硫黄山線からの分岐であるため、新規の路線として追加するのではなく、川湯硫黄山線の変更として整理することが適当ではないか。	1	御指摘のとおり修正します。
54	その他	パブリックコメントの募集は、もっと期間をとって周知も大々的に行うべきである。	1	頂いた御意見は今後のパブリックコメントの実施方法等の参考とさせていただきます。
55	その他	1 全体 行番号の追加 全頁に行番号を表示すると、意見の該当箇所を特定するのに便利になるので検討願いたい。	1	頂いた御意見は今後のパブリックコメントの実施方法等の参考とさせていただきます。
56	その他	1 頁 年号の統一 西暦と和暦とが混在しておりわかりにくい。西暦に統一することを提案する。	1	御指摘のとおり修正します。
57	その他	4-29頁 表の体裁 2-3ページの表では左側が変更後、右側が変更前となっている一方で、4-29ページの表では逆になっており誤解を招く。統一すべきである。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。